

### 懲戒処分の公表

下記のとおり、懲戒処分を行いましたので公表します。

このたびの職員の道路交通法違反について、お詫び申し上げるとともに、職員の交通安全意識の徹底を図り、市民の信頼回復に努めて参ります。

### 記

1 処分年月日 令和8年6月12日付

2 処分の概要

(1) 被処分者、処分内容等

職名	年齢	処分内容	処分理由
教育委員会 教育部 学校教育課 会計年度任用職員	23歳	停職6か月	酒気帯び運転及び危険な運転行為について、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号（法律に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当したため。

(2) 処分に至った道路交通法違反の概要

当該職員は、令和8年5月24日（日）、自宅において午前9時から午後0時過ぎまで飲酒し、その後寝てしまった。午後9時頃、知人が来訪した際、口論となり、知人は車で帰ってしまった。職員は話し合いをしたいとの一心で、酒気帯びの状態です車を運転し、知人の車を追跡した。その後、知人の車に追いついた所、知人が警察に通報し、警察による検査の結果、呼気1リットルあたり0.45ミリigramのアルコールが検出された。

<連絡先>

常滑市教育委員会 教育部学校教育課 電話 0569 - 35 - 5111（内線 2071）